

# 名古屋大学 2019 年度授業料免除申請要領

2018 年度から取扱いが変わりましたので、過去に申請したことがある方は変更点にご注意ください。

## 【変更点】

- ・ 授業料免除の結果通知の郵送を廃止し、名古屋大学ポータルにて免除結果を通知します。
- ・ 世帯の構成員を本人と同一生計の方全員としていましたが、本人と学資負担者（父母等）、学資負担者の扶養下にある者とします。扶養を外れた祖父母、兄弟姉妹については原則として世帯の構成員に含めません。
- ・ 所得（課税）証明書及び非課税証明書は、「収入額」、「所得額」、「市・県民税額」、各種控除、扶養人数などが記載されているもの（記載省略のないもの）を提出してください。（収入等がない場合は「0円」の記載されているもの）  
1 枚ですべてが記載されていない場合は、「収入（所得）の証明書」と「課税・非課税証明書」を併せて提出してください。  
上記必要項目が無記載、または省略されている場合は、証明書の取り直しとなります。

所属する学部・研究科及び学年によって、提出場所・受付日が異なりますので、間違えないよう注意してください。学生支援課及び所属部局の掲示板を確認してください。

## 目次

I	授業料免除申請の注意事項	2
II	授業料免除申請資格	2
III	申請書類の取得方法・申請方法	3
IV	結果通知までの注意事項	3
V	結果発表	3
VI	前期・後期同時申請をした者で、後期(秋学期)分の申請内容に変更が生じる場合について	3
VII	申請区分及び世帯の構成員の確認	4
VIII	授業料免除申請に必要な書類について	5
IX	個人情報の取扱いについて	8
X	授業料免除申請の収入金額上限の目安	9

## I 授業料免除申請の注意事項

- 授業料免除申請は年1回の申請（前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請）で行っています。前期(春学期)分・後期(秋学期)分共に申請を希望する者は、「前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請」をしてください。（必ず本人が申請してください）
  - ・後期（秋学期）に休学等で在学しないなど理由がある場合は、前期(春学期)分のみ申請もできます。前期申請時（4月1日現在）と後期申請時（10月1日現在）で申請内容（家族状況・修学状況・家計状況等）に変更が生じた場合は後期の申請期間に変更申請が必要です。
  - ・前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請の場合、申請は年1回ですが、選考は前期(春学期)分と後期(秋学期)分の2回行い、それぞれ許可決定を行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。
- 申請結果がわかる前に休学・退学等をする場合は、免除申請を取り下げ、授業料を納入しなければなりません。
- 審査の段階で、書類の不備や確認すべき事項があった場合は、受付期間後でも追加書類の提出を求めるとや事実確認を行うことがありますので、担当者からの連絡には速やかに対応してください。本学担当者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。  
また期間終了後は受け付けません。
- 不足書類や追加書類を指定された期日までに提出しなかった場合は、書類不備として免除等の対象外となりますので注意してください。
- 提出書類の虚偽記載、偽造等により、授業料の免除許可を受けたことが判明した場合は、その許可は取り消され、授業料を納入していただきます。
- 提出された書類は返却しません。

## II 授業料免除申請資格

- ・学部及び大学院生（聴講生・科目等履修生等を除く）で、次のいずれかに該当する者が対象です。
  - (1) 経済的理由（各種ローン返済、負債等は除く）により、授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
  - (2) 次の期間において学生の学資負担者が死亡し、または学生もしくは学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められるとき

① 4月入学の新生における対象期間	2018年4月～2019年3月
② 10月入学の新生における対象期間	2018年10月～2019年9月
③ 在学生における前期(春学期)分・後期(秋学期)分同時申請または前期(春学期)分申請の対象期間	2018年10月～2019年3月
④ 在学生における後期(秋学期)分申請の対象期間	2019年4月～2019年9月

- (3) その他上記に準ずるもので、総長が相当と認めるとき。

（注）修得単位が皆無もしくは極めて少ない者、留年している者又は最短修業年限を超えた者は、特別な事由があると認められる場合を除き、申請資格がありません。書類提出前に所属部局の担当窓口へお問い合わせください。

家計基準に該当していても、各学部・研究科の学業成績の基準を満たさない場合、学業優秀と認められず免除選考対象外となります。

進級した場合でも修得単位が皆無もしくは極めて少ない者については、免除選考対象外となります。

### Ⅲ 申請書類の取得方法・申請方法

申請書類取得方法：名古屋大学ホームページからプリントアウトしてください。

[<http://www.nagoya-u.ac.jp/>]→教育／キャンパスライフ→各種免除制度・奨学支援→  
→入学後に受けられる各種免除・奨学支援→授業料免除

#### 申請場所・申請期限

申請場所：学部1年生、2年生春学期→教育推進部学生支援課（工学部7号館B棟）

学部2年生秋学期以上及び大学院生 → 所属学部・研究科等の授業料免除担当窓口

申請期限：学部・研究科ごとに違います。所属部局の掲示板などで確認のうえ、申請手続きを行ってください。（前期：2月初旬～3月、後期：8月下旬～9月下旬）

- ◆郵送では受け付けません。
- ◆病気等でどうしても期間内に提出できない場合は、受付期間前に必ず連絡してください。受付期間終了後は受理しないので注意してください。
- ◆受付期間までに書類が揃わない場合は、受付期間内に提出できる書類を持参して、受付時に申し出てください。
- ◆申請受付時には世帯の状況について詳しくおたずねします。
- ◆受付後に質問等のため連絡をすることがあります。速やかに応じてください。応じない場合は、申請取り下げと見なします。

### Ⅳ 結果通知までの注意事項

- ・授業料免除申請者は、選考結果が出るまで授業料の納付が猶予されます。
- ・授業料免除申請者は、結果が出るまでは授業料を納付しないでください。授業料の返還はできません。
- ・選考結果が決定する前に授業料を納付した場合は申請資格がなくなります。

### Ⅴ 結果発表

- ・判定結果の連絡等、前期(春学期)分については8月上旬頃、後期(秋学期)分については12月上旬頃に掲示及びホームページ掲載により行いますので申請者は掲示を確認し、必ず名古屋大学ポータルにて結果を確認してください。

名古屋大学ポータルへのアクセス方法はWeb ページを参照してください。

※決定通知を申請者へ郵送することはありません。

免除申請をしても、許可されないことがあります。また、前期(春学期)分と後期(秋学期)分で同じ結果になるとも限りません。

半額免除及び不許可の場合は、所定の期日までに授業料を納入してください。

### Ⅵ 前期(春学期)・後期(秋学期)同時申請をした者で、後期(秋学期)分の申請内容に変更が生じる場合について

前期申請時(4月1日現在)と10月1日現在で申請内容に変更が生じた場合、必ず後期(秋学期)申請期間に変更申請を行ってください。(通学区分、家族世帯数、就学者、基準日における家族の収入状況等の大幅な変更等)

## VII 申請区分及び世帯の構成員の確認

●申請区分は以下の通りです。

申請区分	要件
私費外国人留学生	私費外国人留学生（在留資格『留学』）
独立生計者※	以下の条件をすべて満たしていること 1. 所得税法上、父母等の扶養親族ではない者 2. 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ所得の証明書が発行される者 3. 父母等と別居している者 4. 健康保険の被保険者である者
一般	「独立生計者」「私費外国人留学生」のどちらにも該当しない場合

※学部生は原則として「独立生計者」の区分では申請できません。独立生計の認定・必要な証明書類については、「大学院生の独立生計認定について」に記載されていますので、必ず確認してください。ただし、認定要件を満たしていたとしても、必ずしも独立生計者として申請する必要はありません。

●世帯の構成員の確認

申請区分に応じて以下のとおり世帯の構成員が変わります。

	世帯の構成員	私費外国人留学生	独立生計者	一般
①	申請者（独立生計者、私費外国人留学生の場合は配偶者を含む）	●	●	●
②	父及び母、又は父及び母に代わって家計を支えている者（「家計支持者」という。）	▲	/	●
③	同居、別居を問わず、所得税法上、家計支持者又は申請者の被扶養者である者	▲	●	●

●：世帯の構成員に該当

▲：当該構成員が日本に住んでいる場合のみ該当

上記②または③に該当する方がいれば世帯人数（家族数）に含まれます。その場合、その方に係る各種証明書類等の提出が必要となります。

家計支持者について、申請者は原則として該当しませんが、独立生計者は申請者本人（及び配偶者）を家計支持者と見なします。

同居・別居にかかわらず、「②家計支持者」または「③家計支持者又は申請者の被扶養者」に該当しない祖父母・兄弟姉妹等は世帯の構成員に含まれないため、各種証明書類等の提出は不要となります。

## VIII 授業料免除申請に必要な書類について

◆前期（春学期）分・後期（秋学期）分同時申請及び前期（春学期）分申請の場合は、2019年4月1日現在の状況で、後期（秋学期）分申請の場合は、2019年10月1日現在の状況で書類を提出してください。

- ◆ (写) と記載されている書類はコピーを、(写) と記載のない書類は原本を提出してください。
- ◆ 各様式の説明文を確認の上、提出してください。
- ◆ 入学料免除・徴収猶予申請を同時にする場合で提出書類が重複する場合は、原本を入学料免除・徴収猶予申請につけ、授業料免除申請にはコピー(「原本は入学料免除申請へ」と記載)を提出してください。
- ◆ 市町村発行の書類については、マイナンバーの記載のないものを提出してください。
- ◆ マイナンバーの記載がある書類は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

①申請区分に応じて申請者全員が必ず提出する書類

申請区分			必 要 書 類	注 意 事 項
一 般	独 立 生 計 者	私 費 外 国 人 留 学 生		
●	●	●	【別紙1】名古屋大学授業料免除申請書	
	●	●	【別紙2】申請者本人の学歴及び職歴	
	●		大学院生の独立生計について認定条件(すべてに該当していること)	独立生計を証明する書類も併せて提出すること
	●	●	【別紙9】経済生活状況申告書	
	●	●	【別紙10】奨学金給・貸与、奨励金状況申告書	
	●		所得税法上、父母等の扶養親族でない書類	父母等の平成30年分源泉徴収票(写)等
	●		健康保険被保険者証の写	
※		●	賃貸借契約書の写	契約者名・住所・家賃・契約期間の記載された箇所。ルームシェアの場合は同居人の記載がある箇所
●	●	●	所得に関する証明 (「②所得に関する証明書類」を参照)	
●	●	●	市区町村発行による世帯全員の住民票 (3ヶ月以内に発行されたもの)の原本	「世帯全員」分である旨の記載がある住民票を提出してください。 留学生は「在留資格」を省略しないこと マイナンバーが記載されていないもの
●	●	●	【収入の有無に関係なく】 市区町村発行による <b>最新の所得(課税)証明書</b> 「市民税・県民税課税(非課税)証明書」という名称になっている場合があります。 <b>「収入額」と「市・県民税額」、各種控除、扶養人数が明記された証明書。</b> <b>すべてが明記された証明書が発行されない場合は、「課税または非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出してください。</b>	一般：家計支持者(父及び母、又は父母に変わって家計を支持する者)  独立生計者：本人(及び配偶者)  父母がいずれもいない場合、父母に変わって家計を支持する者の証明書が必要です。
●	●	●	法科大学院生	2019年度法科大学院授業料免除申請書

※愛知県・岐阜県・三重県に家族が在住している自宅外通学者

②所得に関する証明書類 該当する者（家計支持者、独立生計者・私費外国人留学生の場合は申請者及び配偶者）が必要に応じて提出

一 般	独 立 生 計 者	私 費 外 国 人 留 学 生	区 分	提 出 書 類	発 行 先	
●	●	△	給与所得がある者(パート・アルバイト含む)	平成30年1月1日以前より勤務している場合 平成30年1月2日以降に就職した場合	平成30年分源泉徴収票の写 【別紙4】給与見込証明書	勤務先
●	●	●	・給与所得以外(自営業者等)の所得がある者(内職等を含む) ・給与所得者で確定申告を行っているもの	確定申告をした場合 市区町村に申告した場合	・平成30年分確定申告書の控(第一表及び第二表)の写 ・第三表がある場合は第三表の写 平成31年度市(町)県民税申告書の写	税務署・自治体等に申告した控
●	●	△	前年の中途又は当年転職、開業した者	平成30年1月2日以降、転職した場合 平成30年1月2日以降、開業した場合	・【別紙4】給与見込証明書 ・平成30年分源泉徴収票の写・前職の退職の証明書 年間の収支見込計算書(様式自由)	勤務先等
●	●	△	退職者、廃業者 2018年1月1日以降に勤務先を退職又は事業を廃業した場合 (前期のみ、前後期同時申請者) 2017年中に勤務先を退職または事業を廃業した場合	退職または廃業の証明書・退職した勤務先の平成30年分源泉徴収票の写(退職日の記入のある場合は退職の証明として可) ・退職した勤務先の源泉徴収票 ・退職の証明書	勤務先 税務署	
●	●	△	失業給付金の受給者	雇用保険受給資格者証(1面~4面の写)	ハローワーク	
●	●	●	休職している(申請時)者	・休職証明書 ・休職期間中に給与・手当等が支給される場合はその支給額がわかる書類		
●	●	△	年金(恩給)受給者	【別紙8】年金等受給状況申告書		
●	●	△	傷病手当の受給者	傷病手当の金額・期間のわかる通知の写		
	●	●	直接応募の奨学金受給者	・直接応募の奨学金の通知書の写し ・奨学金名・期間・金額のわかる通知書		

●	●	日本学術振興会特別研究員	日本学術振興会特別研究員の採用が決定した通知書・金額のわかる書類の写	
●	●	名古屋大学内・他大学での勤務者	TA・RAの金額、年間時間数、雇用期間のわかる書類の写	
●	●	リーディングプログラム奨励金受給者	【別紙10】奨学金給・貸与、奨励金状況申告書 平成30年分確定申告書の控	
●	●	独立生計者及び私費外国人留学生でアルバイトによる収入がある場合	【別紙11-1】アルバイト収入申告書 (【別紙11-1】が提出できない場合は、アルバイトに関する証明書【別紙11-2】)	

◎学部生で該当する場合は提出してください。

●	●	日本学生支援機構給付型奨学金受給決定者(新入生のみ)	平成31年度大学等奨学生採用候補者決定通知(写) (貸与型奨学金の場合は不要)	日本学生支援機構
---	---	----------------------------	--	----------

③特別な事情に関する証明書類 該当する者が必要に応じて提出

一般	独立生計者	私費外国人留学生	区分	提出書類	発行先
●	●	●	母子または父子世帯	母子世帯または父子世帯であることが確認できる書類 (例)・平成30年確定申告書第二表 ・平成30年源泉徴収票(写) ※上記書類は、寡婦・寡夫控除欄にチェックが入っているものに限りません。 ・遺族年金を受給していることがわかる書類 ・児童扶養手当を受給していることがわかる書類 ・戸籍謄本または抄本(原本)	
●			愛知県・岐阜県・三重県に家族が在住している自宅外通学者	賃貸借契約書の写 (国際唎鳴館等の入居者を除く)	
●			学資負担者死亡の場合	死亡診断書の写又は戸籍謄本(抄本)	
●	●	●	障害者がいる場合	・身体障害者手帳の写 ・療育手帳の写 ・精神保健福祉手帳の写	
●	●	●	義務教育を除く就学者がいる場合	【別紙3】在学状況申告書	
●	●	●	特に説明が必要な場合	【別紙5】申立書	
●			生活保護を受けている世帯	・生活保護受給証明書 ・生活保護金品支給通知書の写	社会福祉事務所
●	●	●	長期療養に伴う特別支出がある場合	【別紙6】長期療養費証明書	医療機関等

●	●	△	風水害等の被害を受けた場合	罹災（被災）証明書 被害金額のわかる書類、損害保険金等支払（補填）がわかるもの	消防署 市区町村 保険会社
●			主たる家計支持者が別居している場合	【別紙7】家計支持者別居に伴う特別支出申立書 ・ 単身赴任等が確認できる書類の写 ・ 住居費・光熱水費の領収書の写	勤務先 電気会社等

#### Ⅷ 個人情報の取扱いについて

申請に際して取得した個人情報は、授業料免除の選考及び関連業務に使用し、申請者の同意を得ずに外部へ提供しません。



## X 授業料免除申請の収入金額上限の目安

授業料免除を許可されるためには、少なくとも家計基準と学力基準とを満たさなければなりません。「家計評価額」の免除基準該当者の中で、予算の範囲内で困窮度の高い者から全額免除、半額免除となり、困窮度の低い者は不許可となることもあります。

### 学部

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
2人世帯	508万円	571万円	294万円	338万円
3人世帯	565万円	628万円	334万円	378万円
4人世帯	645万円	692万円	390万円	434万円

### 大学院博士課程前期課程

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
1人世帯	388万円	—	210万円	—
2人世帯	542万円	605万円	318万円	362万円
3人世帯	605万円	664万円	362万円	406万円
4人世帯	678万円	722万円	420万円	464万円

### 大学院博士課程後期課程

	給与収入の場合		給与以外の場合	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
1人世帯	491万円	—	282万円	—
2人世帯	690万円	734万円	432万円	476万円
3人世帯	753万円	797万円	495万円	539万円
4人世帯	821万円	865万円	563万円	607万円

- この表は、1人世帯：本人のみ 2人世帯：本人、配偶者 3人世帯：父、母、本人 4人世帯：父、母、本人、公立高校生（自宅通学）と仮定したものです。
- 世帯構成や特別控除項目等により、金額が変わります。この金額以上でも基準に該当することがあります。

### ③ 家計評価額の算出方法（概略）

$$A(\text{家計評価額}) = B(\text{収入金額}) - C(\text{特別控除額}) - D(\text{基礎控除額})$$

#### A. 家計評価額

マイナスになれば家計基準該当

#### B. 収入金額

世帯（同一生計者）の収入合計

給与収入 源泉徴収票等の支払い金額

給与以外 確定申告書の所得金額

その他、雑所得、臨時所得、本人の給付奨学金等

#### C. 特別控除額

父（母）子家庭、就学者がいる等に該当する場合、決められた額を控除

#### D. 基礎控除額

学生の身分（学部、博士前期、博士後期）と世帯人数により決められた額を控除